

株主各位

第47期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(2019年2月1日から2020年1月31日まで)

ベステラ株式会社

新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.besterra.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第8回新株予約権
発行決議日		2017年3月17日
新株予約権の数		2,350個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり400円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 217,100円 2,171円)
権利行使期間		2019年5月1日から 2024年4月3日まで
行使の条件		(注) 1、2
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2,200個 220,000株 7名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 120個 12,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 30個 3,000株 3名

(注) 1. 新株予約権の割当を受けたものは、下記(i) (ii)の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準のいずれかを超過した場合に、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができます。

(i) 決算期：2019年1月期

業績判定基準 営業利益 金 800百万円

(ii) 決算期：2020年1月期から2022年1月期のいずれかの期

業績判定基準 営業利益 金1,000百万円

2. 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員であることを要します。その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結しております「新株予約権割当契約書」等に定めております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を定めており、その決定内容および運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存続していくためには、コンプライアンスの周知徹底が不可欠であると深く認識しており、全ての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。

- ①取締役会は、法令および定款で定められた事項および経営に関する重要事項につき、充分に審議した上で意思決定を行うとともに、職務執行する取締役に対し、その執行状況等に関わる報告を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督します。
- ②監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程および職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講じます。
- ③経営会議は、定期的に開催し、取締役および幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行います。
- ④内部監査部門として社長室を設定し、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して、日常の職務執行状況を把握し、その改善を図ります。
- ⑤コンプライアンス体制の維持のため、弁護士および監査法人等の外部専門家と密に連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、管理基準および管理体制を整備し、法令および「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを充分認識した上で、危険の大小や発生可能性に応じて、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

- ①全社的なリスクの監視および全社的な対応は企画部が行います。
- ②各部門の担当業務におけるリスクは、当該部長が責任者となり、企画部と共同でマニュアル等の整備および徹底、ならびに必要な教育を行います。
- ③取締役ならびに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議を行った上、適切な対策を決定し、実施します。
- ④内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施します。

- ⑤新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取ります。
- ⑥不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しております。

- ①取締役会は、中期事業計画および各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行します。
- ②「組織規程」「業務分掌規程」および「決裁権限規程」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲します。取締役は、職務執行の進捗状況等を取締役会および全体会議で報告します。
- ③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行います。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定しており、親会社の承認事項、親会社への報告事項を定めております。規程に従って、親会社の取締役会の承認を得る、または親会社の取締役会に報告することによって、企業集団全体で内部統制の徹底を図ります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役と内部監査部門である社長室は、常に連携できる体制にあるため、監査役の職務を補助すべき使用者を置いていませんが、監査役からその使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、必要に応じて設置します。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用者を設置した場合には、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いは監査役と協議して行います。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の取締役会等の重要な会議への出席を取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とともに、監査役への重要な報告を行う体制としております。

また、当社は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査基準」において、内部監査部門である社長室と監査役が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保しています。また、取締役と監査役は、積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ①反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、組織として、毅然とした姿勢で対応します。
- ②反社会的勢力による不当要求に備えて、適切な助言、協力を得ができるよう、平素より警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
- ③反社会的勢力排除に向けた社会的責任および企業防衛の重要性を充分認識し、反社会的勢力との関係を遮断した事業運営を行います。
- ④反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で拒絶します。
- ⑤いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- ⑥反社会的勢力に対する資金提供は絶対に行いません。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの構築を行っており、その体制を整備し運用を行っております。

当年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

取締役会を18回開催し、法令および定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受けました。業務執行状況において継続的に経営上のリスクを抽出した上で対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務または規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

業務処理の適切性、法令遵守の状況については、監査役と社長室が連携し、計画的に実施する内部監査活動により検証しております。

社長室の行う計画的内部監査は、当社全拠点を対象に実施されており、監査結果については内部監査報告書として代表取締役に対し報告を行っております。

また、監査役は、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会に出席し、取締役や従業員から職務執行の状況の聴取、決裁書類等の閲覧等の方法により取締役の業務執行の監査を行っております。その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて取締役会に報告しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社ヒロ・エンジニアリング
3Dビジュアル株式会社 |

上記のうち、3Dビジュアル株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|----------|---|
| ・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

ロ. たな卸資産

- | | |
|----------|---|
| ・未成工事支出金 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|---------|
| 建物及び構築物 | 10年～26年 |
| 機械、運搬具及び工具器具備品 | 2年～10年 |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-------------|----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
| のれん | 5年 |

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社および連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

当社は株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 完成工事高および完成工事原価の計上基準

成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は1,435,370千円であります。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等に関する注記

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「電子記録債権」(当連結会計年度は、10,812千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「1年内返済予定の長期借入金」は3,144千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取配当金」は1千円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,355,600株	－株	－株	8,355,600株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	128,830株	－株	－株	128,830株

(3) 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第8回新株予約権 (注)	普通株式	305,500	－	1,000	304,500	1,218
合計		－	305,500	－	1,000	304,500	1,218

(注) 第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月25日 定時株主総会	普通株式	82,267	10	2019年1月31日	2019年4月26日
2019年9月6日 取締役会	普通株式	49,360	6	2019年7月31日	2019年10月15日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年4月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	82,267	10	2020年1月31日	2020年4月24日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に設備投資および運転資本としての資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式を取得および保有することを原則としており、売買差益を獲得する目的や投機目的のための運用は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に取引先を中心とした株式であり、価格変動のリスクを有しております。

未収還付法人税等は、すべて1年以内の回収期日であります。

営業債務である工事未払金等は、すべて1年以内の支払期日であります。工事未払金等、長期借入金は流動性リスクを有しております。また、長期借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき企画部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性のリスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、定期的に株式の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の末日の連結決算日現在における営業債権のうち61.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現 金 及 び 預 金	938,677千円	938,677千円	－千円
② 受取手形・完工工事未収入金等	708,522	708,522	－
③ 未 収 還 付 法 人 税 等	119,787	119,787	－
④ 投 資 有 価 証 券	106,440	106,440	－
資 产 計	1,873,428	1,873,428	－
① 工 事 未 払 金 等	347,187	347,187	－
② 長 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,747,826	1,729,633	△18,192
負 債 計	2,095,013	2,076,821	△18,192

(注) 1.金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②受取手形・完工工事未収入金等、③未収還付法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

投資有価証券については、株式は取引所の価格によっております。

負債

①工事未払金等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「④投資有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額2,480,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3.金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	938,677	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	708,522	—	—	—
未収還付法人税等	119,787	—	—	—
合 計	1,766,988	—	—	—

(注) 4.長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	183,144	182,283	180,591	180,504	180,504	840,800
合 計	183,144	182,283	180,591	180,504	180,504	840,800

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 308円57銭

(2) 1株当たり当期純利益 7円29銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	2017年3月17日 取締役会決議
付与対象者の区分および人数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 48名
株式の種類別の新株予約権の数(注) 1	普通株式 317,800株
付与日	2017年4月4日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めておりません。
権利行使期間	自2019年5月1日 至2024年4月3日

(注) 1. 株式数に換算しております。

2. ①新株予約権の割当を受けた者は、下記の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準のいずれかを超過した場合に、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

(i) 2019年1月期の営業利益が800,000千円を超過した場合

(ii) 2020年1月期から2022年1月期のいずれかの期の営業利益が1,000,000千円を超過した場合

②新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても当社、当社子会社または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在した新株予約権を対象とし、新株予約権の数については、株式数に換算して記載しております。

① 新株予約権の数

		2017年3月17日 取締役会決議
権利確定前 (株)		
前事業年度末		305,500
付与		—
失効		1,000
権利確定		—
未確定残		304,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

② 単価情報

		2017年3月17日 取締役会決議
権利行使価格 (円)		2,171
行使時平均株価 (円)		—

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② 関係会社株式

移動平均法による原価法

③ たな卸資産

・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～26年

構築物 10年

機械及び装置 5年～8年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 完成工事高および完成工事原価の計上基準

成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準による完成工事高は1,435,370千円であります。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

（貸借対照表）

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「電子記録債権」（当事業年度は、10,812千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「受取手形」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権 45,000千円

4. 損益計算書に関する注記

営業取引以外の取引高 1千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式 128,830株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
従業員賞与	21,629千円
役員賞与	5,502千円
法定福利費	3,292千円
税務売上認識	3,481千円
退職給付引当金	15,611千円
研究開発費	5,773千円
その他有価証券評価差額金	5,757千円
その他	5,901千円
繰延税金資産 小計	66,949千円
評価性引当額	△6,680千円
繰延税金資産 合計	60,268千円
繰延税金負債	
事業税	4,505千円
繰延税金負債 合計	4,505千円
繰延税金資産の純額	55,763千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.71%
住民税均等割	1.39%
法人税等税額控除	△3.42%
その他	△0.93%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.37%

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名稱	所在地	資本金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者と の関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	TERRA・ ESHINO 株式会社	東京都 中央区	100	投資事業	被所有 直接 16.79%	建物の賃借 役員の兼任	建物の賃借	50,801	流动資産 「その他」	4,600

(注) 1. 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には、消費税等を含めております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

賃借料については、近隣の家賃等を参考に一般取引と同様に決定しております。

3. 当社代表取締役社長 吉野 佳秀および当社専務取締役 吉野 炳樹が議決権の60%および40%をそれぞれ直接保有しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	310円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	8円31銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。